

社会福祉法人長生会ケアハウス運営規程「ケアハウス美野の里」

平成7年4月1日施行

第1章総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長生会が設置経営するケアハウス「美野の里」（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適性且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の管理運営については、老人の特性に配慮した住み良い住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として入居者が明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、入浴の準備余暇活動の援助、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(施設の名称・所在地及び実施主体)

第3条

1 (施設の名称)

本施設の名称は、次の通りとする。

ケアハウス美野の里（以下、「施設」という）という。

2 (施設の所在地)

本施設の所在地は、次の通りとする。

大阪府南河内郡太子町大字山田2550番地

3 (実施主体)

本施設の実施主体は、次の通りとする。

社会福祉法人長生会

(入居者の定員)

第4条 施設の入居者の定員は15名とする。

(入居者の資格)

第5条 施設に入居出来る者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。但し、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能低下等が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居出来ない者及び自炊等が困難で不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動（他の利用者の安静な日常生活を阻害する恐れのある行為・行動又は施設の管理運営上好ましくない施設長が認める行為・行動等）を伴わない者で共同生活に適応出来る者。
- (4) 介助を必要としないで、自立した日常生活を営むことが出来る者、又は各種在宅サービス等による軽度の介護を受けることにより自立した日常生活を営むことが出来る者。
- (5) 生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり所定の利用料が支払える者、又は、入居者に代わって所定の利用料を確実に支払う者を有する者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元引受人が立てられること。

(利用料等)

第6条

1 入居者が負担すべき施設の利用料等は別表「ケアハウス美野の里利用料規程」の通りとし、その金額は国及びし府の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

- (1) サービスの提供に要する費用
- (2) 生活費
- (3) 居住に要する費用
- (4) 冬季加算費
- (5) 特別運営費

2 前項各号に定めるものの他、入居者はその使用又は利用の実績に応じて「ケアハウス美野の里利用料規程」及び次の各号に掲げる利用料等を負担するものとする。

- (1) 電気代
- (2) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 入居者本人又はその代理人の私的な契約等によって生ずる利用料又は負担金（電話代・生損保険料等）

第2章職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第7条

1 国及び府の定める基準に従って、施設には次の職員を置くものとする。

- (1) 施設長1名(兼務)
- (2) 事務員1名(兼務)
- (3) 生活相談員1名
- (4) 介護職員1名

計4名

2 前項各号に掲げる職員の他に、施設には次の職員を置くことが出来るものとする。

- (1) 事務長
- (2) 看護職員
- (3) 介助員
- (4) 栄養士
- (5) 宿直代行員
- (6) 事務員

(職務)

第8条

1 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し施設の業務を統括すると共に、管理者として、施設の管理及び運営について責任を負うものとする。

2 事務長は、施設会計・財産管理・庶務等の統括するものとする。

3 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。

4 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事すると共に、入居及び退居等の受付業務も兼務するものとする。

5 介護職員は、入居者の援助並びに生活環境の整備等に従事する。

6 看護職員は、入居者の健康管理並びに生活環境の整備等に従事する。

7 栄養士は、入居者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導等に従事する。

8 介助員は、介護職員と連携し、介護職員を補佐して入居者の援助並びに生活環境の整備等に従事する。

(緊急時の対応)

第9条 入居者は、心身状態の急激な変化等により緊急に職員の援助又は対応が必要な際には、ナースコール又はその他の方法等によってその旨を職員に通知し、職員の援助又は対応を求めることが出来るものとする。

第3章入居及び退居

(入居の申し込み)

第10条

1 施設への別紙「入居申込書」を提出しなければならない。

2 施設への入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込書台帳に登載するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第11条

1 入居希望者の調査は、本人及び身元引受人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、別紙「健康診断書」の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、又、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第12条 入居を承認された者は、速やかに次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 身元保証書
- (3) 住民票
- (4) 所得証明書
- (5) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第13条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第14条 入居者は、施設から退居しようとする時は、別紙「退居届」を退居しようとする1ヶ月前迄に提出しなければならない。

(死亡)

第15条 施設長は、入居者が死亡した時は、速やかに身元引受人に連絡する等、必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第16条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、入居を取り消すか又は、退居させることが出来るものとする。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料等を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 日常の起居及び離床等の動作に介助又は介護等が必要とし、施設内において自立した日常生活に著しく困難が認められる様になったとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各項のほか、施設での生活が不適切と認められるとき。

(居室の変更)

第17条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する時は、居室の変更を行うことが出来る

- (1) 夫婦(二人)居室の入居者が、いずれか一方の死亡等により1人になったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第18条 入居者の処遇については老人福祉の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて適切な日常生活を営むことが出来るように配慮しなければならない。

(相談及び助言)

第19条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等の実施者と十分な連携を取り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第20条

- 1 入居者に対して毎日3食、高齢者に適した食事を提供するものとする。
- 2 入居者が予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてよいものとする。
- 3 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。
- 4 食事の時間は、朝食7:45～ 昼食11:30～ 夕食17:30～とする。
- 5 食事の場所は原則として1階食堂とし、食堂における下膳に関しては入居者が各自で行うものとする。但し、予め職員に申し出た場合には、入居者の居室にて食事することが出来るものとし、この場合には、入居者本人が所定の食事時間内に配膳並びに下膳することとする。

(入浴)

第21条

- 1 入浴は、共同浴場にて月・火・木・金とし時間内に利用するものとする。
- 2 原則として、入居者個々に対する入浴の介助又は介護は行わないこととする。

(生活援助)

第22条

- 1 入居者に対する日常生活の援助、介助又は介護等は、原則として実施しないものとする。
- 2 入居者が入居後において心身の疾病又は負傷等により家事等が独力で出来ず、又は病気等で介護者が必要になった場合には、施設外部の在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等が受けられるよう迅速な連絡並びに調整等を企てることとする。
この場合、所用に関わる費用に関しては入居者の個人負担とする。
- 3 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前2項の規定に関わらず、必要最小限の範囲において入居者に対して必要な援助等を一時的に実施するよう職員に命ずることが出来るものとする。
この場合において、「一時的に」とは1週間程度の期間を示すものとする。

- (1) 一時的な体調不良により、自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
 - (2) 病中又は病後のため、一時的に自立した日常生活に支障が生じているか又は、生じる恐れがあると認められるとき。
 - (3) 心身状態の急激な変化により、入居者本人の生命に危険が及ぶ恐れがあると認められるとき。
 - (4) その他、施設長が必要と認めたとき。
- 4 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前3項各号の規定に関わらず、入居者の申請に基づいて各種の介護（援助）を入居者に提供することが出来るものとする。但し、入居者は入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用を負担するものとする。
- (1) 第2項の場合において、在宅福祉サービス又は在宅介護サービス等を受けるまでに相当期間を必要とするとき。
 - (2) 第3項各号の状態が、回復までに3ヶ月程度の期間継続すると認められるとき。
 - (3) 介護（援助）を実施することによって、入居者の日常生活の自立性が安定又は向上することが見込まれるとき。
 - (4) その他、施設長が必要と認めるとき。

（保健衛生）

第23条

- 1 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常に於ける健康管理に配慮することとする。
- 2 入居者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3 入居者に対しては、随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第4章 入居者の規律

（入居者の心得）

第24条 施設長は、入居者が守るべき「日常生活上の規律について」十分周知徹底しなければならない。

（注意事項の厳守）

第25条 入居者は、別紙「ケアハウス美野の里契約書」を厳守しなければならない。

（外出及び外泊）

第26条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し届け出るものとする。

（来訪者）

第27条

- 1 入居者は、来訪者があつたときはその都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
- 2 入居者は、来訪者を自室に宿泊させようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

（健康保持）

第28条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断を正当な理由なくして拒否してはならないものとする。

（環境整備）

第29条

- 1 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外及び居室以外の場所の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。
- 2 各入居者の居室（ベランダを含む）以外の場所は、共用又は共同使用の場所とする。
- 3 前項の場所においては、施設長の許可のなく次の各号の行為等を禁止する。
 - (1) 入居者の私物を置くこと。
 - (2) 他の入居者の使用又は利用等を阻害すること。
 - (3) 物品等の販売並びに斡旋するような行為。
 - (4) その他、諸々の勧誘活動等。

（身上変更の届出）

第30条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第31条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第32条 入居者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第33条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第34条 入居者は、施設長の許可なく居室又は敷地内において、小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。但し、小鳥及び小型魚類の飼育又は施設長が許可した動物の飼育であっても、他の入居者からの苦情が発生する状態に至ったときは、施設長はその動物の飼育を禁止することが出来るものとする。

(損害賠償)

第35条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状回復しなければならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第36条

1 当施設は、一切の政治的活動及び宗教的活動を行わない。
2 入居者は、本人の居室以外の場所で一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。
又、施設内のいかなる場所であっても、他の入居者や職員等にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第5章非常災害対策

(非常災害対策)

第37条

1 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるように指導しなければならない。
2 入居者は、施設が行う防火防災訓練に積極的に参加しなくてはならないものとする。

(火気取締)

第38条

1 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。
2 入居者は、居室の内外を問わず次の各号に該当する器具、機器を使用してはならないものとする。
(1) 炭等を用いる器具、機器。
(2) 石油、ガソリン等を用いる器具、機器。
(3) プロパン等ガスをを用いる器具、機器。
(4) その他、施設長が承認しない器具、機器。
3 前項の場合において、その使用が必要不可欠であるときには、入居者は予め施設長の承認を得るとともに、器具、機器等の使用前及び使用後に必ず職員に届け出ることとする。

第6章夜間の管理体制

(緊急時の管理)

第39条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設「特別養護老人ホーム美野の里」の職員等に協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応出来るよう万全の体制を講ずるものとする。

(夜間の体制)

第40条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、併設する関連施設「特別養護老人ホーム美野の里」の夜勤者に協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応出来るよう万全の体制を講ずるものとする。

第7章 雑則

(地域社会との連携)

第41条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として自立した生き甲斐のある生活が営めるように配慮しなければならない。

(運営懇談会)

(苦情への対応)

第42条

- 1 利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査等に協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第43条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、施設サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き)

第44条

- 1 当施設は、入居者に対して緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。
- 2 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 施設長は、前項の記録について、入居者並びに契約者からの開示請求に応じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第45条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第46条

- 1 当施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなくてはならない。
- 2 入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 入居者に提供するサービスに関する計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行った際の諸記録
 - (4) 利用者及び家族からの苦情の内容等の記録
 - (5) 利用者に関わる施設内外での事故の状況及び事故に際して採った処置の諸記録

(その他)

第47条 この規程に定める事項の外、管理及び運営に関する重要事項は社会福祉法人長生会（理事長）と施設（施設長）との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成27年8月1日から施行する。

令和3年2月1日改正

令和7年4月1日改正

ケアハウス美野の里

運営規程

社会福祉法人 長生会